

## 農地の売買・贈与・貸借等の許可（農地法第3条）について

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみみたい方  
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）  
の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。  
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

### ○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ **農業生産法人以外の法人につきましては、別途ご相談承りますので、まずは、農業委員会事務局までお問い合わせ願います。**

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

**白糠町**農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
白糠町全地区	2 h a

#### 〔下限面積設定理由〕

白糠町町内における営農条件は、全地区おおむね同一として判断し、平均的な経営規模（設定区域）を町内全域で統一しており、それら条件の下、農地又は採草放牧地について、農地法施行規則第20条第1項（農地等を耕作等の事業に供する者の総数のおおむね40%以上が2haを下回る場合）及び第2項（耕作放棄地等が相当度存在することによる新規就農の促進の場合）と照らし合わせると、実態に適さない下限面積となるため、白糠町における下限面積は、農地法第3条第2項第5号の定めによる面積としています。

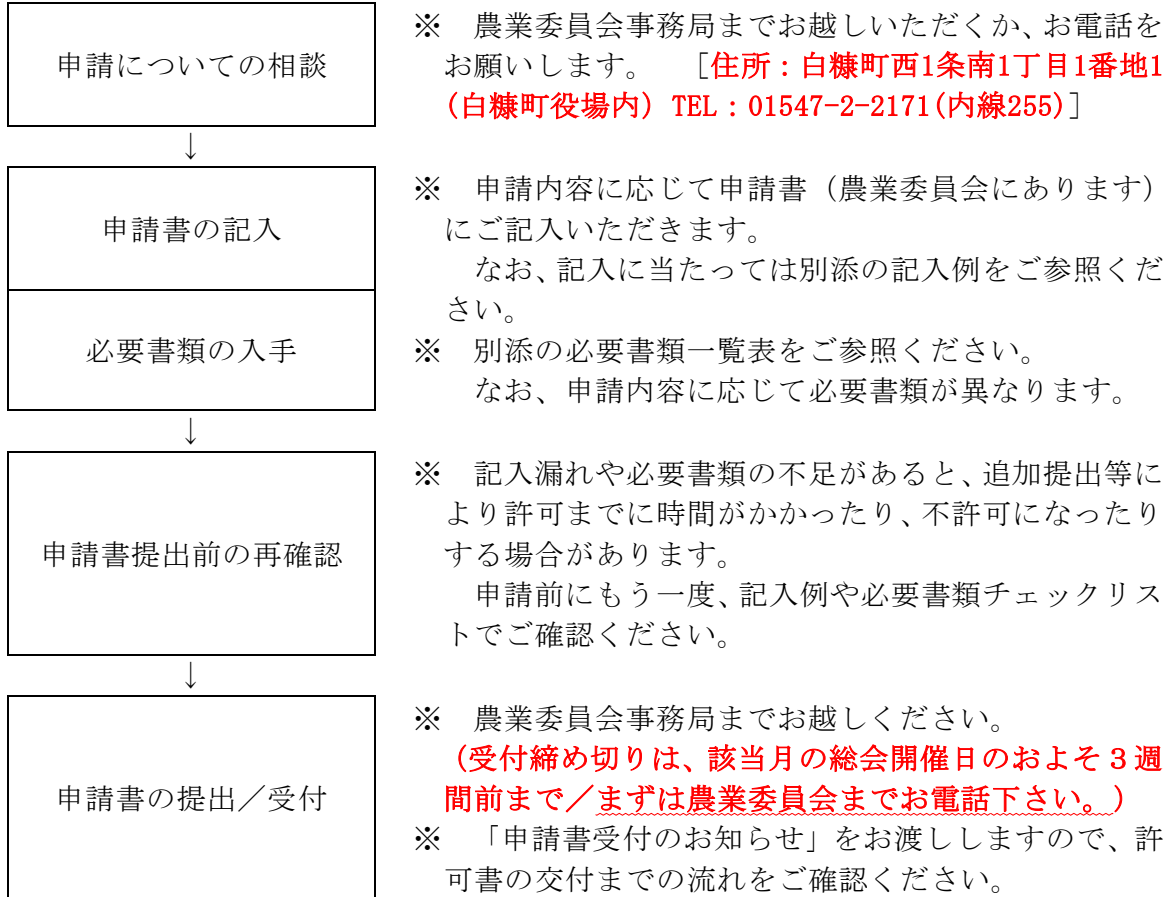
#### 〔農地法第30条の規定に基づく利用状況調査結果について〕

白糠町では、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、耕作放棄地等は確認されていないことから、下限面積の設定及び修正は必要なしとしており、今後につきましても、農地等の適正な利用について取り組んでいきます。

## ○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ **白糠町**農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ **白糠町**農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務標準処理期間の目標を**30日以内**とし、迅速な許可事務に努めております。  
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



**農業委員会等の流れ** (申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は、およそ**30日以内**です。)

